

	意見の項目	ご意見	個人・病院	団体	意見に対する考え方
高額給与を支払っている場合の補助金の取扱いについて		著しく高額な給与を支払っている臨床研修病院に対する補助金の削減については、当然のことと考える。 なお、削減した補助金等を財源として、離島・へき地等の地域医療を支える観点から地方においても魅力ある充実した臨床研修が実施できるよう財政支援の拡充を図っていただきたい。		3	
		研修施設間の公平性を保つためにも、補助金の一定程度の減額に賛成する。	1		
		400万～500万円以上を超えた場合に補助金を減額すべき。	1		
		500万円以上出せる施設へは補助金の減額、720万円以上出せる施設へは削除でもよい。補助金は常識的な給与額で研修医を受け入れる施設に公平に分配され、適正に使用されるべき。		1	臨床研修制度の導入以降、研修医の処遇（給与等）が改善され、研修医が経済的な心配をすることなく研修に専念できる環境が整った一方で、研修制度の本来の趣旨に照らして不適切に高額な処遇の事例が見られるとの指摘を受けています。
		給与はあくまでも病院が決めるものであり、また、補助金の減額などの病院へのペナルティは、研修医の実際の研修内容の質の低下や病院の研修体制不備で決められるべきものであるため、この取扱いには反対である。	1	2	このため、研修医の給与が著しく高額な病院に対しては補助金を一定程度減額することとしました。対象となる病院は、人事院の調査において28歳～32歳の民間医療機関の医師給与が月額60万円程度であることを参考に、決まって支払われる給与（当直手当等を除く）が年額720万円を超える病院としています。なお、臨床研修病院に対する現行の補助金においても、離島、へき地など医師不足地域における研修について滞在費などの財政的支援を行っており、引き続き必要な支援を行ってまいります。
		離島で学ぶ医師などは給与に関して高額な場合があるが、それだけ大変な現場で働いているからであり、補助金を一定程度減額すると医師のモチベーションが低下することは否めないため再検討すべき。	2		
次回の制度見直しに向けての取組見直しについて		高額な給与により研修医を集めることを制限するという趣旨は理解できるが、自治医科大学卒業生や自治体の奨学生で当該自治体内で臨床研修を行う義務のある者は、自治体が正職員採用を行うなど、マッチング制度とは別の枠組みが設計されていることから、これらの者の研修受入によって研修病院に不利益が生じることがないように特別な措置を講ずるべき。		1	
		初期臨床研修は、医学部教育及び専門医教育の間の過渡的な教育研修過程であり、一連の大学医学部改革、専門医教育の進歩によりその教育・研修内容を改革していく必要がある。 このために現時点で、これまでの初期臨床研修の検証をきちんと行う必要があり、そのために医道審議会医師臨床研修分科会医師臨床研修部会とは、独立した検証組織を創設すべき。	13	1	臨床研修制度は、昨年を見直しから5年以内に見直すこととしています。このため、これまでの臨床研修の成果を評価し、臨床研修病院の指定基準（新規入院患者数、救急医療の実施等）を含め、平成22年度から制度全般の見直しに向けた検討に着手します。
	4年後の改定に向けて、当初の研修理念に沿って研修の質と目標達成度について評価を行い、昨年度の制度改定を見直すべき。				